

このメールマガジンでは、福島労働局の「今」…重要なお知らせ、法改正の概要、報道発表資料、労働局等が開催するセミナーなど…をお届けします。

詳細は、ホームページの以下のリンク先をご覧ください。

○ 重要なお知らせ

○ 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

～2月は化学物質管理強調月間です～

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質管理強調月間(2026(令和8)年2月1日～28日)にあたり、化学物質のリスク低減措置を図りましょう。



【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html

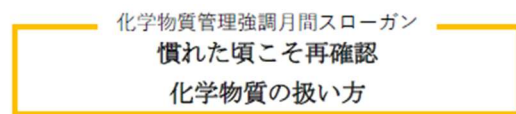
【リーフレット】

○厚生労働省

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002513345.pdf>

○福島労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002517967.pdf>



化学物質のリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります



○ 福島労働局公式X(旧 Twitter)アカウントとしてリニューアルしました

福島労働局では、令和4年度より福島労働局職業安定部公式アカウントを開設し、職業安定行政に関する情報を中心にお届けしておりました。

今後は、より幅広く雇用、労働に関する各種法令や施策の施行、イベントに関する情報などを広く県民の皆様にお届けするため、福島労働局公式アカウントとしてリニューアルし、幅広い層に必要な情報を提供いたします。

【運用開始日】

令和8年1月1日

【アカウント名】

福島労働局【公式】 @FKSMmhlw

【発信内容】

- ・雇用、労働に関する各種法令、
施策の施行について
- ・イベントの開催について
- ・その他、労働行政に関する情報 等

【アイコン】



【URL、QRコード】

<https://x.com/FKSMmhlw>



〇令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

「STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま」を展開します！

福島県は、県土の85%が積雪寒冷地域となっていることから、冬期間においては、冬季特有の気象条件による降雪、凍結、寒冷等に起因する冬季特有の労働災害が毎年多発しています。

特に、転倒災害については、休業4日以上全死傷災害の3割以上を占めていて最も件数が多く、12月から2月までの冬期間に発生する転倒災害の約4割が降雪・凍結等に起因するものとなっています。

また、昨冬は積雪が多かったため、平年と比べ降雪・凍結等を原因とする転倒災害が大幅に増加したほか、硫黄泉の温泉施設において源泉管理を行う労働者2名が点検口付近にできた雪洞内に滞留していた硫化水素による中毒で死亡するという労働災害も発生しました。

こうした状況を踏まえ、福島労働局では、各労働災害防止団体と連携し、特に降雪・凍結等を原因とする転倒災害をはじめ、冬季特有の労働災害の減少を図ることを目的として『STOP！転倒災害 冬の労働災害防止キャンペーンふくしま』を実施します。

【福島労働局HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html



○ 企業のみなさまへ「デジタル活用及びデジタル人材のニーズ調査」を実施します！



人口減少・少子高齢化・人手不足への対応等、喫緊の課題には、地域社会の生産性を高めるため、産業人材の育成面において、デジタル人材の育成は不可欠です。

福島労働局では、**3月13日(金)まで**、企業が必要とするデジタル人材等を把握し、今後の公的職業訓練（ハロートレーニング）のカリキュラムの策定等に活用するため、以下のとおり「**デジタル活用及びデジタル人材のニーズ調査**」(所要時間：5分程度)を実施しています。

この調査によって、企業が求めるデジタル人材育成の方向性、企業ニーズごとのマッチング促進、人手不足の解消、さらには業務効率化による生産性向上を図り、地域産業の活性化につなげていきます。

企業のみなさまにおかれましては、**この調査の趣旨をご理解のうえ、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。**

【調査回答方法】

以下URL(二次元コード)から調査サイトに入り、オンラインにより回答(複数選択、自由記載項目あり)

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs-XkMIIdIsO1Ov7KZqofkghFURDBaWldYMDBIVVg0WjI2M1lWTVdYUDA0SC4u&origin=QRCode



【調査回答期限】

令和8年3月13日(金)

【回答所要時間(目安)】

5分程度

【お問合せ先】

福島労働局 職業安定部 訓練課

電話：024-536-7733

○ 女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正による情報公表等についてのお知らせ

令和7年6月に改正された女性活躍推進法においては、情報公表の項目が拡大され、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります(**令和8年4月1日施行**)。

また、令和7年4月1日に施行された改正育児・介護休業法においては、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」の情報公表が義務化されています。

該当する事業主さまにおかれましては、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

【改正女性活躍推進法のポイント】（令和8年4月1日施行分）

①情報公表の必須項目の拡大

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に 加えて、2項目以上を公表
101人以上～ 300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に 加えて、1項目以上を公表

※「項目」…「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」

②えるぼし認定基準の見直し

- ・えるぼし認定基準(1段階目)の見直し
- ・えるぼしプラス(仮称)認定の創設



③職場における女性の健康支援

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいこととされました。

詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

女性活躍推進法 情報公表について（福島労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kokin_josei_katuyaku_torikumi_00001.html

女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

男性の育児休業取得率等の公表について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html

○ 常時雇用する労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の提出

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、届出、周知、公表等が義務となっております。

行動計画期間が終期となる事業主さまにおかれましては、次期行動計画の策定、届出、周知、公表等にお取り組みいただきますようお願い申し上げます

詳しくはこちらをご覧ください。

【一般事業主行動計画策定届について】(厚生労働省 HP)

- ・次世代育成支援対策推進法

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

- ・女性活躍推進法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【行動計画の公表等について】

- ・両立支援のひろば(次世代育成支援対策推進法)

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

- ・女性の活躍推進企業データベース(女性活躍推進法)

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



○ 職場におけるハラスメント事案解決サポート事業のご案内

厚生労働省では、職場におけるハラスメント問題に直面した事業主等に対する支援策として、**労務に精通した専門家(社会保険労務士)**を派遣し、**ハラスメント事案の迅速な解決に向けた実務的な支援(リモート・訪問)**を行っております。



当該事業の詳細につきましては、下記 URL をご確認ください。

<https://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp/>

<支援対象> ハラスメント事案に直面している事業主及び人事・労務担当者様

<支援内容> 専門家(社会保険労務士)を派遣、全2回(各2時間)、**支援無料**

※リモート・訪問支援それぞれ選択可

👉 お申込みはこちらから

→右記の2次元コードを読み込んでください

☎050-5846-9616 (平日 10:00 ~ 17:00)

✉ harassment@task-school.com

🌐 <http://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp>

令和7年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業
(事業受託会社 株式会社タスクールPlus)



○ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！ ～職場のハラスメント撲滅月間～

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、**12月**を「**職場のハラスメント撲滅月間**」と定め、集中的な広報を実施しております。

これに伴い、福島労働局においても令和7年12月1日(月)～令和7年3月31日(火)までの間、労働者だけでなく事業主も利用できる「**ハラスメント対応特別相談窓口**」を設置しております。相談内容等に係るプライバシーは厳守いたします(匿名での相談可)。また、相談無料ですのでお気軽にご相談ください。

<相談窓口連絡先はこちら>

福島労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント相談特別窓口」を開設し、セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ等に関するハラスメントの相談を受け付けます。

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

○福島労働局

総合労働相談コーナー

フリーダイヤル（労働者専用）	0800-800-4611
	024-536-4600
雇用環境・均等室	024-536-4609

月曜～金曜
8:30～17:15

土日祝日、年末年始を除く

○労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

福島労働基準監督署内	024-503-4859
郡山	024-900-9609
いわき	0246-81-0068
会津	0242-26-6495
白河	0248-24-1391
須賀川	0248-75-3519
喜多方	0241-22-4211
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003

月曜～金曜
9:00～16:30

土日祝日、年末年始を除く

職場におけるハラスメント防止対策は 事業主の義務です

厚生労働省の職場のハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主がハラスメント防止のため雇用管理上講ずべき措置やハラスメント防止対策資料等について紹介しています。

ぜひともご確認・ご活用ください。



[あかるい職場応援団 -職場のハラスメント\(パワハラ、セクハラ、マタハラ\)の予防・解決に向けたポータルサイト-](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/)



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

○ ミドル・シニア向けのオンラインセミナーを開催します！

～令和7年度 キャリア形成・リスキリング推進事業～



キャリア形成・リスキリング支援センターでは、多様なミドル・シニア層のためのキャリアプラン塾を全国どこからでも参加可能なオンライン形式で開催。

同年代の参加者同士でディスカッションによる経験交流を図りつつ、セカンドキャリアにむけたキャリアプランづくりをサポートします。

セミナーは計4回、別途第2回目、第4回目が終了した後にキャリアコンサルティングを実施。

参加いただいた皆様の満足度が高く、ミドル・シニア世代に必要な情報を知り、参加者同士の会話で学びを得ることで、ご自身のこれからに関して考える貴重な機会となります。ご参加お待ちしております。

オンラインセミナーは全4回の連続セミナーです。第1回～第4回は同じ曜日と時間で開催します。途中からご参加いただくことはできません。どの期も同じ内容となりますので、開催期の中からお希望の日時をお選びください。

【第1回】「キャリアの振り返り」

【第2回】「リスキリングの方向性検討」

<キャリアコンサルティング(1回目)>

【第3回】マネープランについて学ぶ」

【第4回】「多様なキャリアデザイン」

<キャリアコンサルティング(2回目)>

スケジュール等以下 URL をご覧ください。

<https://carigaku.mhlw.go.jp/evt/careerplan/>



- 対象者:中高年(45 歳以上)の方
- 定員:30 名
- 参加料:無料
- 開催方法:オンライン(Zoom を使用します)
- 本セミナーはグループワークがございます。グループワークはカメラおよびマイクをオンにしてご参加いただきますので、あらかじめご了承のうえご参加ください。なお、パソコンからの参加を推奨します。

【お問合せ先】

宮城キャリア形成・リスティング支援センター

電話:022-713-7711 / メールアドレス:carigaku.miyagi@pasona.co.jp

担当:木村

○ 建設業の事業主の皆さまへ

～ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は

事務所等労災(継続事業)を成立させる必要があります～

・建設業における労災保険の取扱いについて

建設業に適用される労災保険は、有期事業(単独・一括)のほかに、特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等(継続事業)の保険関係を成立させる必要があります。

また、労働保険料の申告、労災請求等についても注意が必要です。

不明な点については、以下までお問い合わせください。

① 適用関係及び保険料算定等

福島労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署

② 保険給付関係

福島労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険(継続事業)を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

原則、元請事業に関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
(裏面<参考>を参照)

- ① 土壌・資材置き場等の整理作業 (イ) や所屬事業施設内での作業
- ② 現場整備のため取り外し等の現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所屬事業場の修繕作業 (工事を定めない)

(※) 土壌・資材置き場等の整理作業には、型枠・金機、電動工具等の清掃、整理整備、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 所属労働者を雇用していない場合でも建設業従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
前に、建設業の事業主(事業主)は、建設業の労災保険関係(継続事業)を成立させる場合は、保険料の算定方法(下記⑤)に留意してください。
- ② 適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業(事業主)の事務所所在地となります。
※ ただし、短期間に設立した事業場(イ)に適用する場合は、適用単位(事業場)を複数にすることができます。
- ③ 適用業務については主たる業務により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は労務費(人件費、労務費)等を含みますが、労務費(人件費)以外の賃金(賃金)は、労務費(人件費)等から当該作業の日数、時間数を算出し、これに定めた賃金率を算出してください。

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病)した場合、事務所等労災の保険関係で労災請求してください。

◆ 成立手続と保険給付に関して…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事している場合(又は行う見込みがある場合)で、また、手続が済んでいない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で手続を行います。
- 未手続中の労務で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全額又は一部を事業主が負担することがあります。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。
労働基準監督署の所在地は→[労働基準監督署の所在地](#)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

<参考> 有期事業と事務所等(継続事業)の労災保険料の区分

① 元請A社の工事現場にかかる業務(Ⅱ)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合	当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金で労務料を算定する場合を除く) (注)なお、「事業所等」が「有期事業」の場合は、元請の工事現場に付随する業務で元請の工事現場に要した業務を行った際の賃金(賃金)については「事業所等」の保険料の算定基礎に含めることとします。
② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合	当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事業所等」の保険料の算定基礎に含める。
③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合	当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事業所等」の保険料の算定基礎に含める。
④ E社労働者が台座設置を受けた自社の旧工務所を突発的に行った場合	当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事業所等」の保険料の算定基礎に含める。 (ただし、事業として行っている場合を除く)
⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工場の定めなし)を他の業務の合同を利用して行った場合	当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事業所等」の保険料の算定基礎に含める。 (「建設の事業」となる業務であっても工場の定めがない場合は「建設の事業」と見做し、賃金(賃金)等を含むこととします。)

* 以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお問い合わせ>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➢ 労働保険の年度更新は、
ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災(継続事業)の保険関係(労災)」
ウ 所属労働者の雇用関係
以上のア～ウについてはそれぞれ適正に保険関係を申告してください。

➢ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(負傷)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ 不明な点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

詳しくは、こちらのサイトをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002450789.pdf>

※リーフレットの他、「現場労災」と「事務所等労災」の区分けについて、ポンチ絵も添付しています。

[福島労働局/徴収室/各種法令・制度・手続き/労働保険関係](#)

○ 福島労働局からのご案内（1/30 定例報告会）

○ 令和8年1月定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02757.html

雇用失業情勢(令和8年12月分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002547681.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/002547685.pdf>

○ 報道発表（1/5～1/30）

○ 令和8年1月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00117.html

▶ 1/22

[令和8年1月28日に「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を行います](#)

▶ 1/13

[「ユースエール認定企業5年継続式典」を行います](#)

▶ 1/6

[2月は「化学物質管理強調月間」です](#)

○ イベント情報 随時更新中（1/5～1/30）

▶ 1/5

[【学生のみなさん】ふくしま企業説明会&業界研究会を開催します！](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山

ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	ハローワーク郡山 マザーズコーナー

○ 新着情報 随時更新中 (1/5~1/30)

▶ 1/26

[「障害者雇用相談援助事業」の認定事業主を更新しました](#)

▶ 1/23

[無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与](#)

▶ 1/13

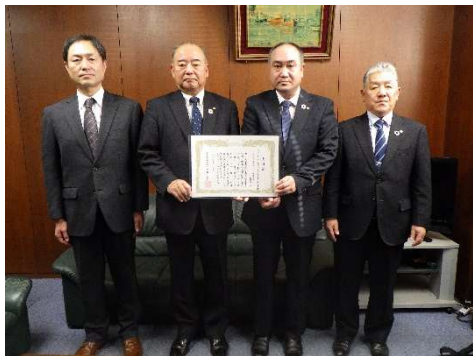
[郡山新卒応援ハローワークの閉庁日\(令和8年2月16日\(月\)\)について](#)

▶ 1/9

[業務説明会・官庁訪問のお知らせ](#)

○ フォトレポート (1/5~1/30)

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03106.html



▶ 1/23

無災害記録を達成した福島労働基準監督署管内の工事現場に「無災害表彰状」を授与

事業所名: 佐藤・安藤・大丸特定建設工事協同企業体

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03109.html



▶ 1/22

「くるみん認定」認定通知書交付式を開催しました

くるみん認定企業: 株式会社 会津技研

jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03108.html



▶ 1/22

「プラチナえるぼし認定」認定通知書交付式を開催しました

プラチナえるぼし認定企業: 社会福祉法人 南町保育会

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03102.html



▶ 1/21

「ユースエール認定企業」5年継続式典を開催しました

認定事業主: 株式会社エコロニウム

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_03111.html



▶ 1/28

「ユースエール認定企業」認定通知書交付式を開催しました

認定事業主: 株式会社本間機械工作所

HOT TOPIC

ハローワーク特設サイトのご案内

ハローワークがお届けするのは、仕事と出会う「ハロー」だけではありません。
その先にある、仕事が決まるまでの「フォロー」をしっかり行うのが、ハローワークです。
多数の求人で、未経験の転職もしっかりサポート。
一人ひとりにずっと寄り添う、身近なハローワークへ、ぜひお気軽にご相談ください。



【ハローワーク特設サイト】

<https://www.mhlw.go.jp/hellowork/>



確かな実績と信頼でお応えします

Point 01

年間の新規求人数 **1000万人** 超え！



月間7,000万件のアクセスを誇る便利な『ハローワークインターネットサービス』で、全国のハローワークの求人を検索できます。

Point 02

年間約 **440万人** が利用！



ハローワークに登録する方は年間440万人以上。窓口だけでなくオンラインでもお仕事が探せます。

Point 03

全国 **500ヶ所** 以上
無料で相談、希望地も選べます。



ハローワークは、国（厚生労働省）が運営する職業紹介機関です。すべての都道府県にあり、全国どこでも利用は無料、予約も必要ありません。

Point 04

国家資格などを持つ専門の職員による
キャリアコンサルティング



求職者と企業のマッチングだけでなく、職業選択や将来のキャリア設計、スキルアップに関する相談に乗り、必要なアドバイスをを行います。

また、ご活用いただきました場合には、下記の該当する番号に○をつけていただき、このメールでご返信くださいますようお願いいたします。

- 今後も当局から様々な情報を提供させていただきますので、引き続き、広報にご協力くださいますようお願いいたします。
- 次回は3月上旬に配信予定。

 福島労働局雇用環境・均等室（担当:安保）
 〒960－8112 福島市花園町5－46 福島第二合同庁舎4F
 電話 024－536－2777
